

広労雇均発 0608 第 1 号
平成 30 年 6 月 18 日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長

夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

広島県の年次有給休暇の取得率は平成 28 年で全国平均を下回る 46.3% となっており、経年的にみても 5 割を下回る水準で推移しています。また、全国の週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 7.7%（平成 29 年）と依然として 1 割弱と高い状態にある等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季において、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図っております。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌等への周知について、ご協力をお願い申し上げます。

(担当)

広島労働局雇用環境・均等室 上内

電話 082-221-9247

